

国土交通省物流・自動車局同時発表

令和6年7月19日

令和6年度「モーダルシフト等推進事業」(補助事業)の二次募集開始

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、
本日より「モーダルシフト等推進事業」(補助事業)の二次募集を開始します。

対象となる事業

- (1) 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定のための調査事業
【総合効率化計画策定事業】
- (2) 物流総合効率化法の総合効率化計画に基づき実施する事業
【モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・過疎地域のラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業】

1. 事業概要

- (1) 補助対象事業者
荷主及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会
- (2) 補助対象経費(補助率)
総合効率化計画策定事業
(定額・上限200万円 + 最大1/2・上限300万円※ = 上限総額500万円)
モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・過疎地域のラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業
(最大1/2・上限500万円 + 最大2/3・上限500万円※ = 上限総額1,000万円)
- (3) 予算額 164百万円

2. 応募方法

本事業ホームページ(下記URL)に掲載の交付要綱、実施要領及び応募要項等を熟読の上、申請様式等を事業計画の主とする地域を管轄する地方運輸局等へ提出下さい。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html

3. スケジュール

応募期間：令和6年7月19日(金)～8月23日(金)17時まで(必着)

補助対象事業者の認定(交付決定)：10月初旬頃を予定

4. 補助対象期間

総合効率化計画策定事業：令和6年10月1日～令和7年2月末日

モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・過疎地域のラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業：

総合効率化計画認定の日※または令和6年10月1日のどちらか遅い方～令和7年2月末日

※総合効率化計画の認定の標準処理期間は1ヶ月です。

【問い合わせ先】

北海道運輸局交通政策部環境・物流課 担当 松本、村上

電話：011-290-2726(直通)

モーダルシフト等推進事業

令和6年度当初予算額 40.6百万円
(令和5年度補正予算額 123.4百万円)



物流分野の労働力不足に対応とともに、温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進するため、物流総合効率化法の枠組みの下、トラック輸送から、よりCO₂排出量の少ない大量輸送機関である鉄道・船舶輸送への転換（モーダルシフト）等を荷主・物流事業者を中心とする多様・広範な関係者の連携のもとに推進する（物流GX）。また、省人化・自動化の取組を進めることで、物流DXを推進し、さらに物流効率化を加速させることとする。

物流の革新に向けた政策パッケージにおいて物流GXや物流効率化を強力に促進するとしていることも踏まえ、モーダルシフト等の物流効率化を図る取組において、「協議会の開催等、物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の策定のための調査事業に要する経費」や「認定を受けた総合効率化計画に基づき実施するモーダルシフト及び幹線輸送の集約化、過疎地域のラストワンマイル配送の効率化、中継輸送の初年度の運行経費」に対して支援を行うとともに、省人化・自動化に資する機器の導入に対して支援を行う。

実施に向けた主な流れ

1 協議会の立上げ

- ・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有

2 協議会の開催

- 計画策定経費補助
- ・関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO₂排出量削減効果の試算 等

3 総合効率化計画の策定

- ・協議会の検討結果に基づき、物流総合効率化法に規定する「総合効率化計画」の策定

4 総合効率化計画の認定・実施準備

5 運行開始

運行経費補助

計画策定経費補助の支援対象となる取組

「総合効率化計画」の策定のための調査に要する費用が対象
一例

協議会開催費用

データ分析費用

実証調査のための試験輸送費用



補助上限・補助率

上限総額
500万円

省人化・自動化機器導入
上限300万円
(補助率：1/2以内)

計画策定経費補助
上限200万円
(補助率：定額)

上限総額
1,000万円

省人化・自動化機器導入
上限500万円
(補助率：2/3以内)

運行経費補助
上限500万円
(補助率：1/2以内)

省人化・自動化への転換・促進を支援

計画策定経費補助・運行経費補助に該当する取組のうち、省人化・自動化に資する機器の導入等を計画したり、実際に当該機器を用いて運行する場合には、補助額上限の引上げ等を行う。

省人化・自動化機器の導入例

- ・荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
- ・ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積付け



無人搬送車

ピッキングロボット

無人フォークリフト

運行経費補助の支援対象となる取組

モーダルシフト

工場など

転換拠点

納品先など

幹線輸送集約化

納品先

転換拠点

納品先

過疎地域のラストワンマイル配達効率化

物流センターなど

貨客混載

過疎地域の各集配先

共同配送

中継輸送の例

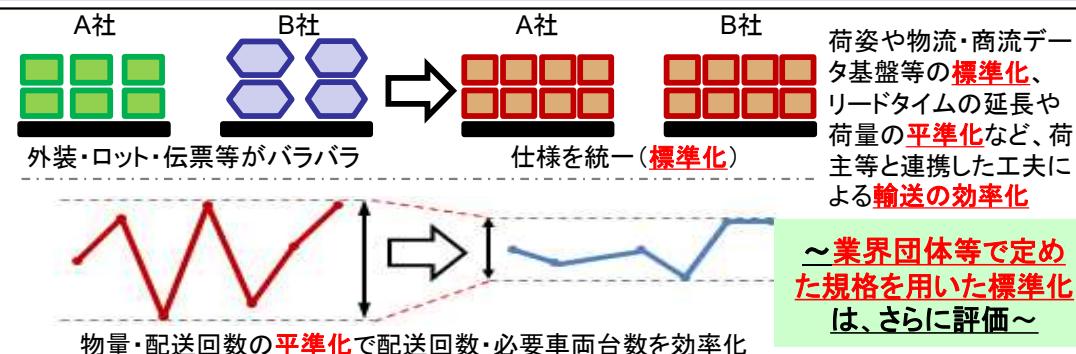


【中継輸送の取組の促進《拡充》】

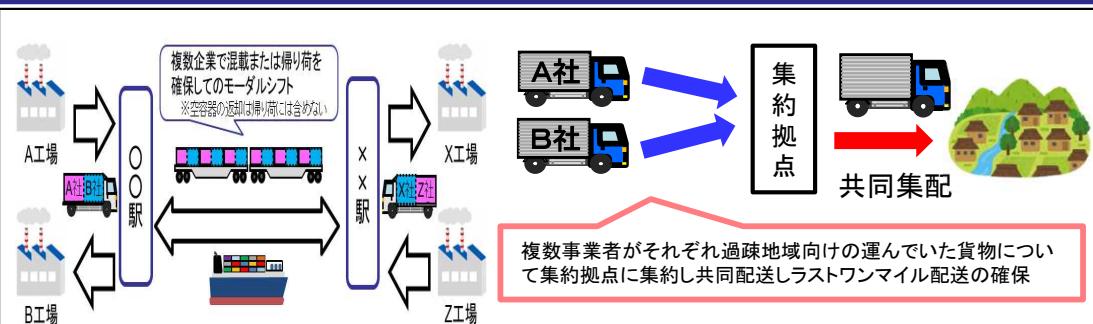
令和6年度からのトラックドライバーへの時間外労働の上限規制が適用され、長距離幹線輸送を中心に、長時間労働の解決策として、一つの工程を複数人で分担する中継輸送が期待されているところ。一方、複数事業者間における中継輸送においては、交代・交換場所の確保や収益配分、運行管理等の調整に時間を要するため、促進には一層のインセンティブが必要。そのため、中継輸送による物流効率化の取組についても、運行経費補助の対象とすることで、物流効率化の更なる推進を図る。

※下記の取組を優先的に採択するが、これ以外の取組も採択対象とする。

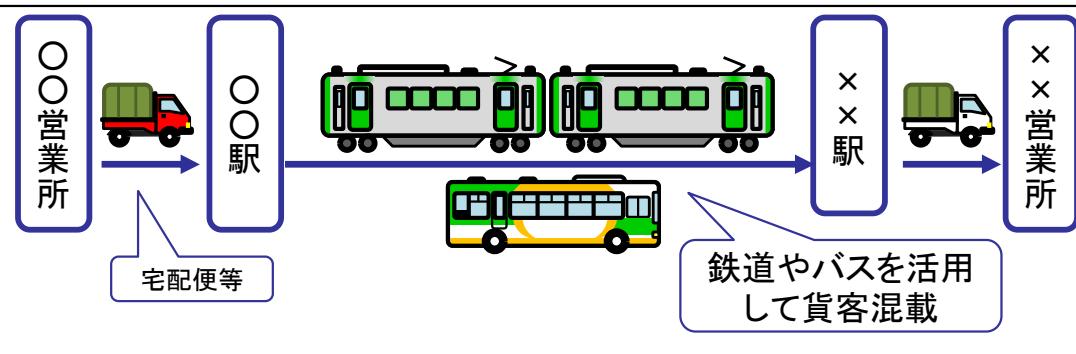
A) 荷主や輸送事業者等の連携・工夫による輸送の効率化



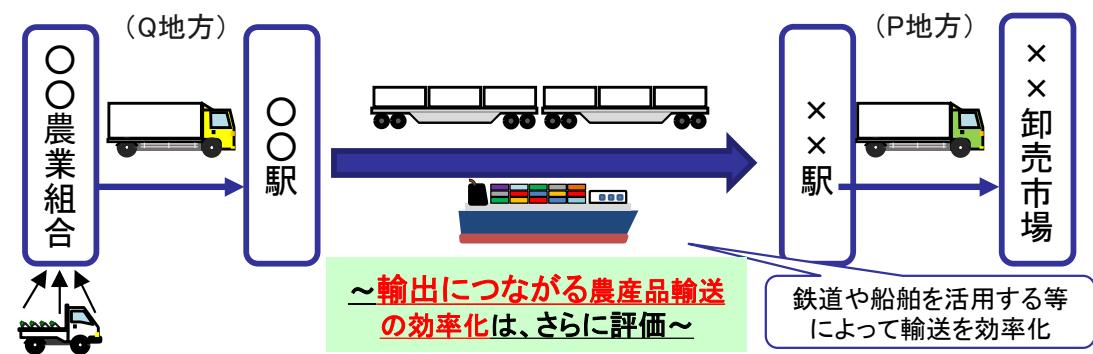
B) 複数企業による混載または帰り荷を確保したモーダルシフトや、過疎地域や館内物流における共同配送



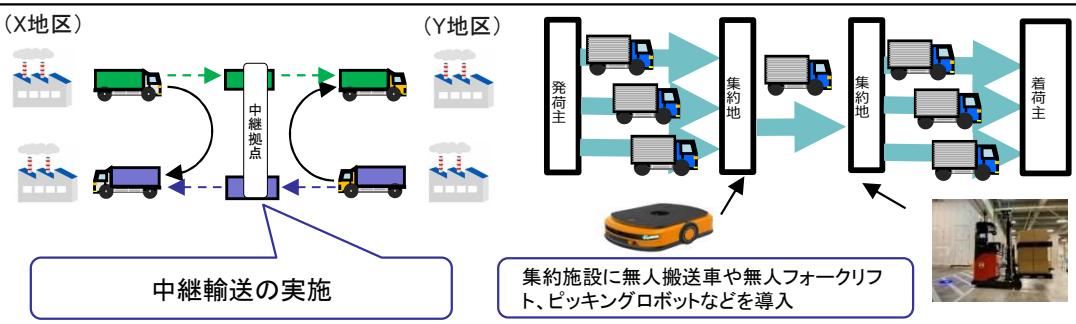
C) 旅客鉄道やバス等の空きスペースを活用した貨客混載



D) 鮮度保持コンテナの活用等による農産品輸送の効率化



E) 中継輸送や流通業務への省人化・自動化機器を用いた輸送の効率化



F) 物流企業内や企業間の事業再編、企業間の協調的投資を伴う輸送の効率化

